

令和2年5月7日

保護者の皆さま

社会福祉法人駒木野保育園
園長 藤野唯基

緊急事態宣言延長による駒木野保育園の対応について(お願い)
新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言が延長され、
駒木野保育園では、次のように対応します。

1 登園できる範囲

(1) 就労により園児を家庭で見ることができない方

感染のリスクがあることをご理解いただき、園児が出来る限り自宅で過ごすよう配慮願います。(就労が休みの場合は、登園できません。)

配偶者の方、祖父母の方がお休みの場合で園児が家で過ごすことができる場合は、登園を自粛願います。

登園は、9時までをお願いしますが、お仕事が終わった時点で速やかに園に迎えに来てください。

土曜日については、保護者が就労する場合のみ園児を受け入れます。

(2) 延長保育時間

原則延長保育は、行いません。午後6時には、園を閉めます。

(3) 園児の体調等

園児の体温が37.5度(平熱との差が1度以上及び体調不良の場合は、受け入れをしません。登園は、平熱になってからとします。

(4) 同居の家族等について

同居の家族の体調がよくない場合(発熱、倦怠感、味覚異常等)及び保護者の就労先で新型コロナウイルス感染症陽性反応が出た方がいる場合は、登園できません。

2 登園自粛期間

5月7日から5月30日まで

3 自粛できる日をお知らせください。

5月30日までで、登園を自粛できる日を電話でお知らせください。

給食の準備（食品ロスへの対応）及び職員の勤務体制を確立するために、1日の登園児童数を把握する必要がありますので、出来る範囲でお知らせください。（5月9日まで）

4 駒木野保育園での対応

(1) 体調管理のため、登園時保護者の方に体温を測っていただきます。

また、園児に園で用意してある消毒液で、手洗いを行っていただきます。

(2) 通常対応

出来るだけ、換気を行うとともに園児の濃厚接触を避けるよう配慮します。

(2) 保護者の園内立ち入り禁止

引き続き園庭からの登園をお願いします。

(3) 保育料等の対応について

自粛をいただいた方には、次のとおり対応します。

ア 保育料の返還

保育料を納めていただいている方については、市の基準に従って返還します。

イ 給食費（副食費）の返還について

登園を自粛した方の副食費については、日割りで、お返しします。

日額180円で自粛していただいた日数分となります。

なお、返還方法については、後日お知らせします。

今後青梅市等からの指示により変更等がある場合があります。その場合は、再度お知らせします。

以上の点をご理解いただき、勤務先等ともご相談のうえ、できる限り登園をお控えいただきますようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染症は、目に見えない敵です。皆さんと一緒に感染予防をして、早期に通常の保育を出来るよう協力をお願いします。

以上